別表十七（二の三）付表　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の３第３項から第７項まで（超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「超過利子額（前期の別表十七（二の三）「９」）⑴」の欄は、当該事業年度が租税特別措置法第66条の５の３第４項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度である場合には、同項の規定により当該法人の超過利子額（同条第１項に規定する超過利子額をいう。以下この号において同じ。）とみなされる同法第68条の89の３第７項（連結超過利子額の損金算入）に規定する連結超過利子個別帰属額（次号において「連結超過利子個別帰属額」という。）を記載すること。なお、当該事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（超過利子額とみなされたものを含む。）のうち、同法第66条の５の３第７項の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しないこと。

3　「被合併法人等の引継対象超過利子額（最終の事業年度の別表十七（二の三）「９」）⑵」の欄は、租税特別措置法第66条の５の３第３項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、これらの連結法人の連結超過利子個別帰属額を記載すること。

4　当該法人との間に租税特別措置法第66条の５の３第３項に規定する完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の超過利子額(1)＋(2)⑶」の欄中「⑵」とあるのは、「（⑵を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載すること。

別表十七㈢の記載要領第六号を削り、同第七号を同第六号とする。

別表十七㈢付表一の記載要領第二号を次のように改める。

2　「⑹のうち配当等の額　⑿」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の14第２項第１号イ又は第39条の114第２項第１号イ（非課税所得の金額）に掲げる所得の金額から除かれるこれらの規定に規定する配当等の額を記載すること。

別表十七㈢の五の記載要領第二号を次のように改める。

3　「請求権勘案直接保有株式等の保有割合　⑽」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の19第８項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合又は同令第39条の119第８項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合を記載すること。

別表十七㈢の五の記載要領第五号⑴中「の属する」を「を含む」に改め、「配当事業年度」の次に「（租税特別措置法第66条の８第11項第１号に規定する配当事業年度をいう。⑵及び第８号において同じ。）」を、「配当連結事業年度」の次に「（同法第68条の92第11項第１号に規定する配当連結事業年度をいう。⑵及び第８号において同じ。）」を加え、同号⑵中「の属する」を「を含む」に改め、同第八号中「の属する」を「を含む」に改める。

別表十七㈢の六の記載要領を次のように改める。

別表十七（三の六）　記載要領

この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の９の２（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、同法第66条の９の２第２項第２号又は第68条の93の２第２項第２号に規定する特殊関係内国法人、同法第66条の９の２第１項又は第68条の93の２第１項に規定する特殊関係株主等及び同法第66条の９の２第１項又は第68条の93の２第１項に規定する外国関係法人について、同法第66条の９の２第１項又は第68条の93の２第１項に規定する株式等の所有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈣の次に次の八表を加える。